

○高知県農業負債整理関係資金基本要綱の一部改正

改正の概要

令和7年3月31日に国の令和7年度予算が成立したことを受け、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日13経営第356号農林水産事務次官依命通知）の一部改正が行われたことに伴うもの

- ・改正概要①新型コロナウイルス感染症に係る特例の廃止
新型コロナウイルス感染症に係る特例として認めていた経営改善計画書の簡易様式での代用を廃止する。
- ・改正概要②担い手育成総合支援協議会設置要領廃止に伴う改正
令和7年4月に国の担い手育成総合支援協議会設置要領が廃止されたことに伴う改正を行う。具体的には、高知県担い手育成総合支援協議会を、経営改善計画の作成にあたり助言を求める対象機関と、個人情報の取扱いに関する同意書における情報提供の対象機関から除外する。
- ・改正概要③電磁的記録により文書の送付を行うこととする改正
原則として電磁的記録により文書の送付等を行うこととし、手続きを迅速又は適時に行うこととする改正を行う。
- ・改正概要④様式の改正
個人情報の取扱いに関する同意事項を記載する改正を行う。（高知県農業経営改善関係資金基本要綱で定める制度資金の融資申請の際の個人情報の取扱いと同様に、旧来の同意書は継続して使用する。）

施行日

決裁日とする。